

○停止処分者講習及び免許の効力の停止等の期間の短縮に関する規程の運用について
(通達)

昭和54年2月24日

福警運免内訓第1号

本部長

(平2本部内訓25・題名一部改正)

改正 昭和56年12月3日本部内訓第25号

昭和62年7月27日本部内訓第20号

平成元年1月10日本部内訓第1号

平成2年3月28日本部内訓第10号

平成2年8月6日本部内訓第25号

平成4年8月18日本部内訓第21号

平成4年11月20日本部内訓第35号

平成6年1月27日本部内訓第3号

平成9年7月31日本部内訓第18号

平成10年10月1日本部内訓第23号

平成13年3月27日本部内訓第10号

平成14年7月9日本部内訓第38号

平成27年3月27日本部内訓第13号

平成28年2月23日本部内訓第6号

平成29年3月7日本部内訓第6号

運転免許の効力の停止等の処分を受けた者に対する講習（以下「講習」という。）及び運転免許の効力の停止等の期間の短縮（以下「停止等の期間短縮」という。）については、既訓の「処分者講習及び免許の効力の停止等の期間の短縮に関する規程」（昭和40年福岡県公安委員会規程第5号。以下「規程」という。）並びに「処分者講習及び免許の効力の停止等の期間の短縮に関する規程の運用について」（昭和47年福警免内訓第3号）及び「処分者講習及び免許の効力の停止等の期間の短縮に関する暫定事務処理要領」（昭和48年福警免第1190号）によって運用してきたところであるが、この度、道路交通法施行令の一部

を改正する政令（昭和53年政令第313号）の施行により、講習手数料の額が引上げられるほか、講習及び免許の停止等に関する事務の本部集中処理実施（昭和48年4月）後の現行の規程は、一部実情に沿わない点もあるため、規程を改正し、3月1日から実施することとしたので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようされたい。

なお、「処分者講習及び免許の効力の停止等の期間の短縮に関する規程の運用について」（昭和47年福警免内訓第3号）及び「処分者講習及び免許の効力の停止等の期間の短縮に関する暫定事務処理要領」（昭和48年福警免第1190号）は、廃止する。

記

第1 講習の実施要領

1 講習適用の対象

規程第2条第2項に規定する「正当な理由」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 病気にかかり、又は負傷したこと。
- (2) 法令の規定により身体を拘束されたこと。
- (3) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。
- (4) その他災害等によりやむを得ない事情が生じたこと。

2 講習の場所等

規程第3条第1項に規定する講習は、同項各号に掲げる場所のうち当該講習の申出を受理した場所で行うものとする。なお、中期講習及び長期講習の1日目を終了した者に対しては、二日目講習指定書（様式第1号）を交付して、二日目講習の日時、場所等を指定するものとする。

3 講習の申出の受理要領

講習の申出の受理は、次の要領で行うものとする。

(1) 講習の申出の受理

講習の申出は、原則として、7の規定により作成した講習計画表を示して受講希望日を選択させ、当該受講希望日に講習の申出を受理すること。

(2) 講習の申出に必要な書類等

ア 講習の申出を受理するときは、福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）に定める様式第54号の停止処分者講習申出書（以下「講習

申出書」という。)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)に定める別記様式第13の3の運転免許/拒否/保留/処分通知書若しくは別記様式第13の4の運転免許/取消/停止/処分通知書又は別記様式第19の3の3の運転免許/取消/停止/処分書を提出させること。

イ 中期講習及び長期講習の申出又は運転免許の保留処分(以下「保留処分」という。)による講習の申出を受理するときは、アの規定によるほか受講者の写真(申出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚を提出させること。この場合、提出された写真は、運転免許/拒否/保留/処分通知書若しくは運転免許/取消/停止/処分通知書又は運転免許/取消/停止/処分書の左上部余白に貼り付け、受付印により割印すること。

(3) 講習申出者名簿の作成

講習申出書を受理したときは、講習申出書を受理した安全運転学校又は筑後自動車運転免許試験場において、停止処分者講習申出者名簿(様式第2号。以下「講習申出者名簿」という。)を作成すること。

4 講習手数料の徴収等

(1) 講習の申出を受理するときは、福岡県警察関係手数料条例(平成12年福岡県条例第48号)に規定する講習手数料を徴収しなければならない。ただし、規程第4条の規定による追加講習に係る手数料は、徴収しない。

(2) 講習手数料の徴収等は、次の方法で行うこと。

ア 講習手数料の徴収

福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第1条に規定する福岡県領収証紙を講習申出書に貼り付け、納付させること。

イ 領収証紙の消印

納付された福岡県領収証紙は、講習申出者名簿と照合し、消印証紙日計表(登録)(福岡県財務規則運用要綱(昭和39年39出第340号、39財発第456号、39管発第612号)要綱様式第13号その1)を作成し、交通部運転免許試験課長又は当該納付された福岡県領収証紙に係る事務を処理する同部運転免許試験課の

自動車運転免許試験場長が消印すること。

なお、福岡県領収証紙は、講習申出書を受理した安全運転学校又は筑後自動車運転免許試験場において保管すること。

5 各種の学級編成

規程第4条第2項に規定する各種の学級は、次の区分による受講者を対象にして行うものとする。

(1) 二輪車学級

主として二輪車を運転している受講者及び主として四輪車を運転しているが免許の停止等の事由に照らして二輪車の運転について指導する必要があると認められる受講者

(2) 飲酒学級

免許の停止等の事由に照らして飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる受講者

(3) 速度学級

免許の停止等の事由に照らして速度の危険性について指導する必要があると認められる受講者

(4) その他の学級

その他受講者の改善を図るため、特に指導する必要があると認められる受講者

6 講習の実施計画

交通部運転免許試験課長は、講習を効果的に行うため、別に定める停止処分者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目等に基づき毎月の停止処分者講習計画表（様式第3号）を作成し、毎月の月末までに交通部運転免許管理課長に通報するものとする。

（昭62本部内訓20・平2本部内訓10・平2本部内訓25・平4本部内訓21・平9本部内訓18・平10本部内訓23・平13本部内訓10・平14本部内訓38・平27本部内訓13・平28本部内訓6・平29本部内訓6・本項一部改正）

第2 停止等の期間短縮等の事務処理要領

1 停止等の期間短縮の日数決定

規程第7条に規定する停止等の期間短縮の日数は、規程第6条の規定により行った終

了時考査の成績に応じ、交通部運転免許管理課長が算定するものとする。

2 停止等の期間短縮の通知

規程第7条の規定による停止等の期間短縮の通知は、講習を終了した日に当該講習を受けた安全運転学校又は筑後自動車運転免許試験場において行うものとする。

3 免許証の返還及び交付

(1) 免許証の返還

ア 停止等の期間短縮を行った結果、講習（保留処分による講習を除く。）を終了した日の翌日から自動車等を運転することができることとなる者については、停止等の期間短縮の通知の際に運転免許証（以下「免許証」という。）を返還すること。

なお、免許証を返還する際に、講習を終了した日は免許の停止等の期間中である旨を教示しておくこと。

イ 停止等の期間短縮を行った結果、講習（保留処分による講習を除く。）を終了した日の翌々日以降の日から自動車等を運転することができることとなる者については、免許の停止等の期間の満了後、免許の停止等を執行した安全運転学校又は筑後自動車運転免許試験場において免許証を返還すること。

なお、停止等の期間短縮の通知の際に、免許証の返還日時等を教示しておくこと。

(2) 免許証の交付

保留処分による講習を終了した者について、講習の終了後速やかに交通部運転免許管理課長に報告し、免許証交付日等の指示を受けるとともに、受講者に対して、免許証の交付日時を教示しておくこと。

4 短縮者名簿の作成

講習を終了したときは、短縮者名簿（様式第4号）を作成すること。

（昭62本部内訓20・平10本部内訓23・平28本部内訓6・本項一部改正）